

諮 問 書

平成 2 7 年 7 月 3 日

武蔵村山市個人情報保護審議会



武 発 第 6 5 1 号
武蔵村山市個人情報保護審議会

武蔵村山市個人情報保護条例第22条第2項の規定に基づき、別紙の事項について意見を求めます。

平成27年6月30日

武蔵村山市長 藤野 勝



< 諮問事項 >

武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正について

- (1) 特定個人情報等の定義について
- (2) 特定個人情報の収集等の制限について
- (3) 保有特定個人情報の利用・提供の制限について
- (4) 任意代理人による開示請求について
- (5) 保有個人情報の提供先等への通知について
- (6) 利用停止等の請求について
- (7) 受託者等の責務について

※ 別 紙 参 照

武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正について

1 改正の概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(2(1)の条例案を除き、以下「番号法」という。)の制定に伴い、今後、国民に個人番号を付番し、社会保障、税、災害対策等の分野において活用することで、国民の利便性の向上と行政運営の効率化が図られることとなります。

個人番号は、唯一無二のものであり、同一人であることを確実に識別することができるものであることから、番号法では、「個人番号」をその内容に含む「特定個人情報」及び「情報提供等記録」については、従来の個人情報よりも更に厳格な保護措置を講ずることとされており、地方公共団体に対し、番号法の趣旨に沿って、必要な措置を講ずることを義務付けています。

これを受け、本市でも特定個人情報等の取扱いについて番号法と同様に規定する必要があるため、武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 特定個人情報等の定義について

ア 特定個人情報の定義について

個人番号をその内容に含む個人情報は特定個人情報に該当することから、新たに保護措置を講ずる対象を明確にするため、番号法第2条第5項の規定を踏まえ、以下のとおり特定個人情報の定義について規定するものです。

第2条1～2 略

3 この条例において「特定個人情報」とは、個人情報であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。

イ 情報提供等記録の定義について

番号法第23条により、庁外連携に係る情報提供等の記録を保存しなければならないこととしていることから、以下のとおり情報提供等記録の定義について規定するものです。

第2条1～3 略

4 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

ウ 保有特定個人情報の定義について

現行条例で規定されている保有個人情報の定義と区別するため、以下のとおり保有特定個人情報の定義について規定するものです。

第2条1～5 略

6 この条例において「保有特定個人情報」とは、保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。

(2) 特定個人情報の収集等の制限について

番号法第20条では、特定個人情報を収集、保管することができる場合を、同法第19条に該当する場合に制限されています。

特定個人情報の収集にあたっては、利用目的をできるだけ特定し、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で収集することが必要であることから、以下のとおり特定個人情報の収集等の制限について規定するものです。

(特定個人情報の収集等の制限)

第7条の2 実施機関は、特定個人情報を収集しようとするときは、その利用目的を明らかにして、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、番号法第20条に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(3) 保有特定個人情報の利用・提供の制限について

番号法第9条第1項の規定により、国の行政機関や地方公共団体等には個人番号を利用することができる範囲が限定されているため、保有特定個人情報について、目的外利用を禁止するとともに、番号法第29条の規定により、目的外利用が認められていない保有特定個人情報について、国の行政機関と同様に、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合は、例外的に目的外利用ができること、ただし、その目的外利用により、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、目的外利用できないことから、以下のとおり保有特定個人情報の利用の制限について規定するものです。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、保有特定個人情報の利用目的の範囲を超えての利用をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があると認められ、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）の利用目的の範囲を超えての利用をすることができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、保有特定個人情報を利用目的の範囲を超えて利用する場合について準用する。

特定個人情報を提供できるのは番号法第19条各号のいずれかに該当する場合に限られることから、以下のとおり特定個人情報の提供の制限について条例でも規定するものです。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものへ提供してはならない。

(4) 任意代理人による開示請求について

保有特定個人情報の開示請求については、番号法第29条及び第30条の規定により、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人による開示請求が認められていることから、以下のとおり任意代理人による開示請求について規定するものです。

第11条 略

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(5) 保有個人情報の提供先等への通知について

番号法第31条において、情報提供等記録について必要な措置を講じなければならないと規定していることから、以下のとおり保有個人情報の提供先等への通知について規定するものです。なお、第1項については保有個人情報の訂正の通知について規定するものです。

(保有個人情報の提供先等への通知)

第16条の6 実施機関は、第16条の4第1項の規定による訂正する旨の決定(次項において「訂正決定」という。)に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報(情報提供等記録を除く。)の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(6) 利用停止等の請求について

番号法第29条及び第30条において、情報提供等記録以外の保有特定個人情報についての利用の停止、消除又は提供の停止(以下「利用停止等」という。)の請求は認められていますが、番号法第30条において情報提供等記録の利用停止等の請求は認められていないため、条例の適用除外として規定するものです。

第17条 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条から第17条の3までにおいて同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第5条第1項から第3項までの規定に違反して保有されているとき、第7条第1項及び第2項若しくは第7条の2の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第1項及び第2項若しくは第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して目的外利用をされているとき、又は番号法第28条の規定に違反して特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消除

(2) 略

(7) 受託者等の責務について

番号法第10条において、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部を再委託することができることとしていることから、受託者等の責務について以下のとおり規定するものです。

第24条 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託したもの（再委託をしたものを含む。）及び指定管理者は、受託し、又は指定管理者の指定を受けて行う事務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

3 スケジュール（予定）

平成27年7月	パブリックコメントの実施（30日間）
7月	武蔵村山市個人情報保護審議会に諮問（審議）
8月	武蔵村山市個人情報保護審議会の答申
8月	パブリックコメントの公表
9月	武蔵村山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の議案提出
10月	改正条例の施行